

令和 7 年度国保「市町村標準保険料率」の仮算定結果について（概要）

令和 6 年 11 月
健康医療部健康推進室国民健康保険課【算定結果概要（令和 6 年 11 月 仮係数）
市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）】

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.01%	33,182円	32,486円	65万円
後期分	2.91%	10,590円	10,368円	24万円
介護分	2.60%	19,006円	0円	17万円

（参考：令和 6 年度本算定）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.56%	35,040円	34,803円	65万円
後期分	3.12%	11,167円	11,091円	22万円
介護分	2.64%	19,389円	0円	17万円

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分。
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない。
- 保険料算定式
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成 30 年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入。

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約 155.3 万人
※自然増減（出生と死亡）及び純移動（資格取得・喪失）という 2 つの変動要因の将来値に基づき被保険者数の推計を行うコーホート要因法に基づき推計。ただし、令和 6 年 10 月からの社会保険適用拡大の影響については、仮算定時点では推計において適用する実績が存在しないため、今回の推計値上は反映されていない。
- 算定上の一人あたり費用の主な増減要因

「増要因」・療養給付費等負担金の減	約 1,852 円
・普通調整交付金の減	約 1,455 円
・介護納付金国庫負担金の減	約 776 円
「減要因」・保険給付費の減	約 4,585 円
・介護納付金の減	約 2,425 円
・財政調整事業による保険料抑制財源の増	約 2,129 円
・後期高齢者支援金の減	約 2,048 円

【仮算定における保険料抑制のための工夫】

- 特別調整交付金（統一達成による激変緩和） 約 15 億円
- 特例基金（財政基盤強化分）の活用 約 6 億円
- 財政調整事業による保険料抑制財源の確保 約 239 億円
（内訳）・大阪府国民健康保険特別会計における剰余金の活用（約 66 億円）
・保険者努力支援制度交付金（都道府県分）の活用（約 43 億円）
・都道府県繰入金（2 号）の全額 1 号振替（約 48 億円）
・市町村からの事業費納付金を通じた保険料抑制（約 11 億円）
・過年度の保険料収納見込額（約 71 億円）

【参考】 <都道府県標準保険料率>

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
9.11%	55,303 円	2.95%	17,649 円	2.62%	19,006 円

※都道府県標準保険料率とは、都道府県比較を行うために 2 方式（所得割、均等割）で算出したもの。